

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	新発田地区(西部) (弓越・中曽根・中木戸・下木戸・奥山 集落)	H25.12 (中曽根集落)	R3.3

1 対象地区の現状(ha)

①地区内の耕地面積	144.69
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	144.58
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.47
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.47
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	16.47
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.77
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

中曽根集落では、圃場の大区画化により生産性が向上し一層の儲かる農業を実現していく必要がある。その他のエリアでは担い手の高齢化が進行しており、集落単位ではなく近隣集落や近隣法人等を巻き込んだ経営の検討する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

エリア内の中心経営体は24名、うち認定農業者18名、認定新規就農者1名、基本構想到達水準者2名となっている。以前から地域で話合いが設けられていた中曽根集落については、法人を中心に営農継続が見込まれるものの、弓越集落等に羽越線沿線地域は個々の農業者の高齢化が進行しているため、近隣集落からの入作等も視野に農地の集積・集約化を図る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 中曽根集落を除く地域は、基盤整備事業採択と連動する中で令和4年には担い手へ農地の集約を図る。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 中曽根集落を除くエリアは、農地中間管理機構活用型の基盤整備事業を採択予定であることから、農地は原則貸付予定。</p>
<p>基盤整備への取組方針 北江地区として遅くとも令和4年には採択予定。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。